

2024年6月28日(第15号)

台湾弁護士 吳 曉青 / 日本弁護士 中川 裕茂 / 日本弁護士 若林 耕

Contents

I. 台湾法令アップデート

- ・「商標出願加速審査制度」の開始
- ・「私法人による住宅用家屋の購入に関する許可弁法」の改正

II. 台湾法の「今」

- －「商標出願加速審査制度」の開始 台湾弁護士 吳 曉青

III. 今後の関連セミナー等の情報

I. 台湾法令アップデート

<知的財産規制>

「商標出願加速審査制度」の開始

〔ポイント〕台湾において「商標出願加速審査制度」は 2023 年 5 月 24 日付けの改正商標法により初めて制度として導入され、2024 年 5 月 1 日より施行された。当局である経済部智慧財産局は、同制度の施行に合わせて、「商標出願の加速審査作業に関する手続」という手続ガイドラインを公表した。同制度の適用要件（具体的には、①商標権を取得する必要性及び緊急性、②加速審査費用の納付）を満たせば、商標出願加速審査ルートを利用し、通常手続より迅速に商標登録を完了することができる。今号の II.台湾法の「今」でも詳細に解説しているのでそちらも参照されたい。

（2024 年 4 月 30 日に公布、2024 年 5 月 1 日に施行）

〔原文〕 [商標註冊申請案加速審査作業程序](#)

<不動産取引規制>

「私法人による住宅用家屋の購入に関する許可弁法」の改正

〔ポイント〕「私法人による住宅用家屋の購入に関する許可制度」は 2023 年 2 月 8 日付け改正平均地権条例により新設され、同年 7 月 1 日に施行されている。同許可制度によれば、民間企業など私法人が従業員の宿舎に供するために住宅用家屋を購入する際には、原則として、当局である内政部地政司に対し使用計画書を提出し、事前許可を取得する必要がある。同許可制度の目的は私法人による不動産に関する投機的売買を抑制することである。このたび 2024 年 5 月 17 日に、当局である内政部は、同許可制度の詳細を定める「私法人による住宅用家屋の購入に関する許可弁法」を改正した。改正ポイントは、①私法人による住宅用家屋の取得の制限条件を追加したこと（原則として完成物件又は中古物件のみを購入できること、高級住宅の購入を制限するために購入金額の上限を設定すること、経常的な雇用従業員数が 5 人以上であることなど）、及び②私法人が不動産賃貸業に従事する場合、住宅用家屋の購入の際には、当該住宅用家屋の所在地の登記当局に対し、所有権の移転登記及び制限事項（原則として登記完了後 5 年内の譲渡が禁止されること）の注記を行うべき義務規定が新設されたことである。

（2024 年 5 月 17 日に公布、施行）

〔原文〕 [私法人買受供住宅使用之房屋許可辦法](#)

II. 台湾法の「今」

「商標出願加速審査制度」の開始

台湾弁護士 吳 曉青

1. 「商標出願加速審査制度」とは？

2023年5月24日付け商標法の改正においては、商標出願加速審査制度が導入され、2024年5月1日より施行された(同法19条8項)。同条によれば、商標出願者が即時に商標権を取得する必要がある場合、事実と理由を述べ、加速審査費用を納付したうえで、加速審査手続を利用することができる。このような加速審査制度を導入する目的は、市場において商標を既に使用し、又は市場での流通を計画している場合の他、第三者からの使用許諾付与の要望や権利侵害の警告を受けた場合の対処等のニーズに応じようとするものである。

また、当局である台湾經濟部智慧財産局は同制度の施行に合わせて、この度、2024年4月30日に、「商標出願加速審査作業に関する手続」という手続ガイドラインを公表した。同手続において、加速審査制度を適用できる案件の類型、申請手続の流れ、審査費用が明記されている。同制度の概要を以下の通り紹介する。

2. 加速審査制度を利用し得る出願ケース

加速審査制度を利用し得る出願ケースは下記2種類である。

① 指定した商品・役務のすべてについて、既に実際使用されている又は使用するために相当の準備がなされている出願

② 指定した商品・役務の一部が実際使用されている又は使用するために相当の準備がなされており、かつ、商標権を取得するビジネス上の必要性及び緊急性がある出願

「商標権を取得するビジネス上の必要性及び緊急性」とは、次のいずれかの要件を満たしている場合を指す。

- i. 第三者が出願者の同意を得ずに当該商標を使用し又は使用するために相当の準備をしている場合
- ii. 出願者は当該商標の使用につき、第三者から商標権侵害の警告を受けた場合
- iii. 第三者から当該商標の使用許諾を求められた場合
- iv. 当該商標について市場での流通が計画され、かつ、提携企業との間に販売又は代理店契約が締結されている場合
- v. 当該商標について、展示会での出展が計画され、出展者との間に関連契約が締結されている場合
- vi. その他ビジネス上、商標権を取得する必要性及び緊急性があると認め得る場合

3. 加速審査の申請手続

(1) 申請者及び申請のタイミング

申請者は、出願者又はその代理人に限定される。出願者が複数いる場合、いずれか 1 名が申請することができる。

申請のタイミングについて、商標出願の申請後、經濟部智慧財産局が第 1 回目の審査通知を発信するまでの期間内に、当該商標出願に関する加速審査の申請を行う必要がある。原則として、1 商標につき 1 つの申請を提出する必要がある。

(2) 対象商標の種類

対象商標の種類は、文字、図形など伝統的商標のみならず、立体的形状、色彩、音など非伝統的商標も適用対象となる。

(3) 必要な記載事項と証明資料

申請書において商標権を速やかに取得する必要がある事実及び理由を記載し、証明資料を添付する必要がある。また、証明資料が台湾の公用語である繁体中国語以外の文字で作成された場合、繁体中国語の全訳を添付する必要がある。

(4) 審査期間及び費用

加速審査手続の要件を満たした申請について、智慧財産局は原則として、申請を正式に受理してから 2 か月内に 1 回目の審査通知(登録査定、手続の補正命令、拒絶理由など)を作成する。

申請費用は 1 区分につき 6000 台湾ドルとする。

以上

III. 今後の関連セミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。

第 33 回(中国メインランド): 2024 年 7 月 18 日(木)

テーマ未定

講師: 射手矢 好雄(弁護士、当事務所パートナー)

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

[「中国の独占禁止法」](#)

3 月 19 日配信

講師: パートナー弁護士 矢上 浄子

[「台湾向け越境 EC の法務チェックポイント」](#)

1 月 23 日配信

講師: 台湾弁護士 吳 曉青

[「中国セクハラ規制の最新動向と対応」](#)

12 月 12 日配信

講師: 中国弁護士 胡 絢静

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
台湾弁護士 吳 曉青 (wu.hsiaoching@amt-law.com)
日本及びニューヨーク州弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
日本弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com